

IV $\left[\begin{array}{l} \text{家畜飼養狀況} \\ \text{家畜衛生防疫} \end{array} \right]$

目 次

	(ページ)
1 家畜飼養状況	
(1) 年次別家畜飼養戸数及び頭羽数の推移	1
(2) 令和6年次特用家畜飼養戸数及び頭羽数	2
(3) 令和6年次飼料作物作付状況	3
(4) 令和6年次京都市内農業産出額（畜産）	4
2 家畜衛生防疫	
(1) 令和6年度家畜衛生防疫及び畜産環境対策指導実績	5
(2) 京都市内における過去5ヵ年間の監視伝染病発生状況	6
(3) 家畜法定伝染病の種類	7

利用上の注意

○統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「X」 数値が秘匿されているもの

＊秘匿措置について 統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「X」表示とする秘匿措置を施しています。

1. 家 畜 飼 養 状 況

(1) 年次別家畜飼養戸数及び頭羽数の推移

種別 年次	乳用牛	肉用牛 (役牛を含む)	豚	鶏	飼料作物作付状況		
					水田	畑	牧草地
27	2 X	2 X	5 X	130 (12) 14,501(13,264)	—	—	—
28	2 X	2 X	5 43	119 (12) 14,645(13,512)	—	—	—
29	0 0	1 X	5 19	102 (10) 14,102(13,035)	—	—	—
30	0 0	1 X	4 13	95 (9) 13,721(12,659)	—	—	—
1	0 0	1 X	4 14	86 (8) 12,909(11,886)	—	—	—
2	0 0	1 X	5 11	72 (8) 12,415(11,554)	—	—	—
3	0 0	1 X	8 17	66 (7) 12,341(11,502)	—	—	—
4	0 0	1 X	12 35	69 (7) 12,442(11,473)	—	—	—
5	0 0	1 X	15 123	66 (8) 12,521(11,670)	—	—	—
6	0 0	1 X	26 64	67 (8) 12,467(11,651)	—	—	—

注1) 農業生産用に関係なく全ての飼養頭羽数を計上している。

注2) 表中の () の数値は100羽以上の鶏の飼養者についての飼養戸数及び羽数を示している。

(2) 令和6年次特用家畜飼養戸数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

馬		めん羊		山羊		アヒル・ アイガモ		七面鳥	
頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数	戸 数
184	13	12	3	36	12	82	14	X	1

きじ		ほろほろ鳥		うずら		イノシシ		蜜蜂	
羽 数	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数	戸 数	頭 数	戸 数	群 数	戸 数
X	1	X	1	15	4	0	0	232	53

(3) 令和6年次飼料作物作付状況

飼料作物 作付戸数			飼 料 作 物 作 付 面 積 (アール)							種目別飼料作物作付面積 (アール)									放 牧 利 用 山 林 原 野 地 (ヘク タール)	
										冬 (秋) 作			夏作					永年作		
耕 種 農 家	畜 産 農 家	計	田				畑	牧草地		計	イ タ リ ア ン ラ イ グ ラ ス	青 刈 り 麦 類	そ の 他	青 刈 り と う も ろ こ し	ソ ル ガ ム	飼 料 稲	飼 料 用 米	そ の 他		永 年 牧 草
			転 作	裏 作	小 計	種 う ち 農 家 耕		個 人	共 有											
9		9	1553.00		1553.00	1553.00				1553.00						139.4	1413.6			

(4) 令和6年次京都市内農業産出額（畜産）

（単位：百万円）

肉用牛	乳用牛		豚	鶏	
		生乳			鶏卵
0	0	0	0	50.6	38.4

農林水産省「生産農業所得統計」より推計

※ 牛、豚については、市場に出荷されていないものは、産出額から除いている。

2. 家畜衛生防疫

(1) 令和6年度家畜衛生防疫及び畜産環境対策指導実績

		家畜別	事業内容	頭羽数	件数	実施月											
						令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
診療	予防接種	牛	イバラクキ病	-	-												
			牛伝染性鼻気管炎	-	-												
			三種混合	-	-												
		豚	豚丹毒	-	-												
			流行性脳炎	-	-												
		鶏	ニューカッスル病	23,000	3		○					○			○		
	指示書 交付	鶏	マレック病	22,000	2						○					○	
			鶏コクシジウム症	-	-												
	検査	牛	結核病	-	-												
			ブルセラ病	-	-												
			肝てつ	-	-												
			牛サルモネラ	-	-												
		豚	豚熱	-	-												
			豚丹毒	-	-												
			オースキー病	-	-												
			豚流行性下痢	-	-												
			豚トキソプラズマ	-	-												
			萎縮性鼻炎	-	-												
		鶏	ニューカッスル病	-	-												
			家きんサルモネラ感染症	-	-												
			鶏マイコプラズマ病	-	-												
		馬	伝染性貧血	-	-												
		蜜蜂	腐蛆病	60	14	○	○	○	○		○						
		その他	その他家畜診療	-	-												
家畜衛生・ 環境対策		乳牛	衛生・環境対策指導		-												
		肉牛	衛生・環境対策指導		-												
		豚	衛生・環境対策指導		15	○	○		○	○	○			○	○		○
		鶏	衛生・環境対策指導		153	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		馬	衛生・環境対策指導		-												

(2) 京都市内における過去5か年間の監視伝染病発生状況

年度	伝染病名	家畜の種類	発生頭数	発見場所(家畜所有者の住所)
2	牛伝染性リンパ腫 (R2.7.1に牛白血病から名称変更)	牛	18頭	南区(長崎県) 5頭 南区(三重県) 4頭 南区(南丹市) 2頭 南区(兵庫県) 1頭 南区(京丹波町) 1頭 南区(大阪府) 1頭 南区(静岡県) 1頭 南区(長野県) 1頭 南区(鳥根県) 1頭
	豚丹毒	豚	6頭	南区(宮城県) 1頭 南区(三重県) 4頭 南区(亀岡市) 2頭
	サルモネラ症	豚	25頭	南区(南丹市) 21頭 南区(滋賀県) 4頭
	アカリングニ症	蜜蜂	1群	城陽市(伏見区) 1群
3	牛伝染性リンパ腫 (R2.7.1に牛白血病から名称変更)	牛	16頭	南区(三重県) 4頭 南区(岡山県) 3頭 南区(長崎県) 3頭 南区(北海道) 2頭 南区(京丹波町) 1頭 南区(宮城県) 1頭 南区(静岡県) 1頭 南区(鳥根県) 1頭
	豚丹毒	豚	2頭	南区(南丹市) 1頭 南区(三重県) 1頭
	サルモネラ症	豚	31頭	南区(南丹市) 25頭 南区(京丹波町) 4頭 南区(亀岡市) 1頭 南区(三重県) 1頭
	レプトスピラ症	犬	1頭	北区(左京区) 1頭
4	牛伝染性リンパ腫 (R2.7.1に牛白血病から名称変更)	牛	6頭	南区(鹿児島県) 2頭 南区(三重県) 1頭 南区(鳥根県) 1頭 南区(長崎県) 1頭 南区(熊本県) 1頭
	豚丹毒	豚	3頭	南区(京丹波町) 1頭 南区(滋賀県) 1頭 南区(三重県) 1頭
	サルモネラ症	豚	4頭	南区(南丹市) 4頭
	レプトスピラ症	犬	5頭	北区(北区) 2頭 北区(左京区) 1頭 山科区(山科区) 1頭 右京区(右京区) 1頭 城陽市(北区) 1群
5	牛伝染性リンパ腫	牛	15頭	南区(北海道) 2頭 南区(三重県) 2頭 南区(鹿児島県) 2頭 南区(亀岡市) 1頭 南区(南丹市) 1頭 南区(福知山市) 1頭 南区(亀岡市) 1頭 南区(山形県) 1頭 南区(長野県) 1頭 南区(愛知県) 1頭 南区(鳥根県) 1頭 南区(徳島県) 1頭
	豚丹毒	豚	2頭	南区(三重県) 2頭
	レプトスピラ症	犬	6頭	山科区(山科区) 2頭 上京区(中京区) 1頭 左京区(左京区) 1頭 左京区(東山区) 1頭 中京区(京丹波町) 1頭
	牛伝染性リンパ腫	牛	24頭	南区(三重県) 6頭 南区(長野県) 1頭 南区(鳥根県) 2頭 南区(鹿児島県) 2頭 南区(長崎県) 2頭 南区(熊本県) 2頭 南区(山口県) 1頭 南区(兵庫県) 5頭 南区(京丹波町) 1頭 南区(愛知県) 1頭 南区(南丹市) 1頭
6	豚丹毒	豚	2頭	南区(滋賀県) 1頭 南区(南丹市) 1頭
	サルモネラ症	豚	1頭	南区(三重県) 1頭
	レプトスピラ症	犬	2頭	左京区(左京区) 1頭 伏見区(伏見区) 1頭

(3) 家畜法定伝染病の種類(28疾病)

(令和7年3月31日現在)

伝 染 性 疾 病 の 種 類	対象となる家畜の種類
牛疫	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし
牛肺疫	牛、水牛、鹿
口蹄疫	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし
流行性脳炎	牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし
狂犬病	牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし
水疱性口内炎	牛、水牛、馬、豚、鹿、いのしし
リフトバレー熱	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿
炭疽	牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし
出血性敗血症	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし
ブルセラ症	牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし
結核	牛、水牛、山羊、鹿
ヨーネ病	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿
ピロプラズマ症(注1)	牛、水牛、馬、鹿
(省令で定める病原体に限る)	
アナプラズマ症(注2)	牛、水牛、鹿
(省令で定める病原体に限る)	
伝達性海綿状脳症	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿
鼻疽	馬
馬伝染性貧血	馬
アフリカ馬疫	馬
小反芻獣疫	めん羊、山羊、鹿
豚熱	豚、いのしし
アフリカ豚熱	豚、いのしし
豚水疱病	豚、いのしし
家きんコレラ	鶏、あひる、うずら、七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病(注3)	鶏、あひる、うずら、七面鳥
(病原性が高いものとして省令で定めるものに限る)	
家きんサルモネラ症(注4)	鶏、あひる、うずら、七面鳥
(省令で定める病原体に限る)	
腐蛆病	蜜蜂

注1)

バベシア・ピゲミナ、バベシア・ボービス、
バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、
タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ

注2)

アナプラズマ・マージナレー

注3)

- 鶏の初生ひなにおけるその病原体のICPI
(脳内摂取試験により得られた病原体の高さを
表した指数をいう。)が0.7以上であるニュー
カッスル病
- 次のいずれにも該当するニューカッスル病
イ その病原体のF蛋白質の113番目から116番目
までのアミノ酸残基のうち3以上がアルギニン
残基またはリジン残基であると推定されること
ロ その病原体のF蛋白質の117番目のアミノ
酸残基がフェニルアラニン残基であると推定
されること。

注4)

サルモネラ・エンテリカ
(血清型がガリナルムであるものであって、生物
型がブローラムまたはガリナルムであるものに限
る。)